

鳥取県高等学校体育連盟 旅費支給基準

鳥取県高等学校体育連盟関係業務については、以下の旅費基準により支給する。

1 交通費

- (1) 出発駅から目的地までの（最寄りの J R 駅） J R 料金を支給する。（業務を円滑に行うため、次の必要経費を支給する）
 - (ア) 普通旅客運賃
 - (イ) 特急料金
 - (ウ) 最寄り駅が私鉄駅であった場合は、その分支給する。
- (2) 次の場合は、航空料金と目的地までの交通費を支給する。
 - (ア) 目的地が関東以東、または沖縄の場合
 - (イ) 用務が急を要する場合
 - (ウ) 航空運賃は実費分の支給とする（領収書を調書に貼付する事）
- (3) 業務の利便性等の理由により、私有自動車による移動の場合は、1 km につき 25 円の定額を支給する。ただし、県外の場合はこれを認めない。尚、1 km 未満の距離に関しては切り捨てて処理する。
- (4) 現地での移動等が多く、用務期間内に多額の経費が必要な場合それを補填する。

2 宿泊費

- (1) 宿泊費は宿泊先の区分に応じた次の表の基準額を上限に実費支給する。
（領収書を調書に貼付すること）

宿泊先の区分	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000 円
福岡県	18,000 円
千葉県	17,000 円
神奈川県、新潟県	16,000 円
香川県	15,000 円
熊本県	14,000 円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000 円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000 円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000 円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000 円
福島県、鳥取県、山口県	8,000 円

- (2) 全国総体等、宿泊料金が設定され上記宿泊金額を超える場合はその料金を支給する。

3 宿泊手当

宿泊を伴う旅行について1夜につき2,400円を支給。

※夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費について支給

※宿泊費に夕食又は朝食代が含まれる場合は調整

（夕朝食を含む場合：定額の3分の1の額を支給、夕朝食のいずれかが含まれている場合：定額の3分の2の額を支給）

※日当、食卓料は廃止

4 専門委員長会議旅費高体連事務局補助基準

上記1、2、3による支給。

5 その他鳥取県の旅費規程に準ずるものとする。

以前から平成17年3月31日

平成18年 7月 1日 一部改定

平成19年 5月 1日 一部改定

平成22年 4月21日 全面改定

令和 7年 4月30日 全面改定